

2012-B					
拠出金・基金の名称:		税務行政フォーラム(FTA: Forum on Tax Administration)			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
拠出先の国際機関名: 経済協力開発機構(OECD)					
【所管官庁担当局課・室名】: 国税庁長官官房国際業務課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 FTAは、税務行政の幅広い分野にわたって各国のベストプラクティスの比較・検討を行う目的で、平成14年にOECD租税委員会の下に設置されたフォーラムであり、OECD税務長官会議や各種サブグループ等の会議を開催しているほか、税務行政に関する様々な報告書等を作成している。 FTAの運営費用は、従来、各国の拠出(OECDから配分される予算や職員の無償派遣)により手当てされてきたが、FTAの活動の拡大に伴い、従来の拠出では運営費用を賄うことができなくなってきたことから、平成22年6月のFTAビューロー(FTAの運営委員会であり、我が国を含む主要12か国がメンバーとなっている)において、OECD非加盟国を含む全てのFTA参加国(当時約40か国)が運営費用を均等に負担するため、当面の間、FTA参加国が年15,000ユーロを拠出する方針が決定された。					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ユーロ)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成24年度	1,680	15	-	1ユーロ=112円	
平成23年度	1,800	15	-	1ユーロ=120円	
平成22年度	1,800	15	-	1ユーロ=134円	
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 FTAでは、税務行政を取り巻く各国共通の課題について議論しており、我が国にとっても有益な会議である。また、我が国はFTAのビューローメンバー(注)となっており、FTAに対する積極的な関与が求められている。 我が国においてはこれまで、税務長官会議を始め、他のサブグループ会合にも積極的に参加しており、FTAは重要な会議として位置づけられている。また、当該追加拠出依頼は、他のFTAメンバー国に対してもなされており、他のメンバー国が追加拠出に応じる中で、我が国が追加拠出依頼に応じない場合、我が国のFTAにおけるプレゼンスの低下に繋がることが懸念される。 上記の財源不足の問題は、今後のFTAの活動に多大な影響を与える可能性があり、今後の円滑な運営をサポートするためには、我が国からも任意拠出金の支出が必要と考えられる。 (注) FTAビューローは、FTAの幹部会としての性格を有し、OECD税務長官会合のプログラムやFTAの各作業についてOECD事務局に方向性を示す役割を担っている。					